

## 東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程

	平成16年4月1日制定
	東大医科研規則第12号
改定	平成18年 3月30日
	平成19年 3月26日
	平成20年 3月25日
	平成21年 3月26日
	平成25年 9月26日
	平成27年 3月26日
	平成28年12月15日
	平成29年 3月22日
	平成31年 3月22日
	令和 2年 3月26日

### (目的)

第1条 この規程は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）第21条の規定に基づき、定年により退職した教職員の再雇用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 再雇用の対象となる教職員（東京大学医科学研究所教員の就業に関する規程（平成16年医科研規則第8号）第2条に定める大学教員は除く。）は、次の各号に定める者のうち再雇用を希望する者とする。ただし、就業規則第22条の解雇の事由に該当する者は除く。

(1) 再雇用する年度の前年度に定年退職した者

(2) 本学を定年退職後又本学に再雇用され退職した後、引き続き東京大学医科学研究所特定有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年医科研規則第5号）又は東京大学医科学研究所特定短時間有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年医科研規則第25号）により特任専門員又は特任専門職員として本学に雇用され、任期満了により退職した者

### (再雇用の方法)

第3条 再雇用は、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため、1年を超えない範囲内の期間（3月31日までの期間に限る。以下同じ。）を定めて採用により行うものとする。

### (試用期間)

第4条 再雇用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）には、試用期間を設けないものとする。

### (再雇用の終了及び更新)

第5条 第3条により定められた期間又は次項の規定により更新された再雇用の期間が満了した場合は、当該再雇用は終了するものとする。

2 再雇用教職員が希望するときは、1年を超えない範囲内の期間を定めて再雇用を更新することができる。この場合においては、第2条ただし書及び第3条の規定を準用する。

(再雇用の上限年齢)

第6条 第3条及び前条第2項による期間の定めの上限は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

(休暇)

第7条 定年退職に引続き再雇用教職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

2 第5条第2項により再雇用が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間とする。

(その他の勤務時間、休暇等)

第8条 再雇用教職員の勤務時間・休暇等に関する事項については、前条に定めるもののほか、東京大学医科学研究所教職員勤務時間、休暇等規則（平成16年医科研規則第2号）を準用する。

(給与)

第9条 再雇用教職員の給与に関する事項については、本条に別段の定めがある場合を除き、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成16年医科研規則第4号。以下「給与規則」という。）を準用する。

2 再雇用教職員の俸給月額並びに給与規則を準用する場合の俸給表及び職務の級の適用については、別途定めるものとする。

3 再雇用教職員には、給与規則第4章諸手当に規定する、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、支給しない。

4 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する再雇用教職員には、再雇用者期末手当及び再雇用者勤勉手当を夏季及び冬季に支給する。当該手当の支給日、支給額その他必要な事項は、別途定める。

(退職手当)

第10条 再雇用教職員には、退職手当を支給しない。

(懲戒)

第11条 再雇用教職員について、定年退職となった日までの引き続く教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第38条の懲戒の事由に該当したときは、懲戒に処することができる。

(研修出向)

第12条 再雇用教職員には、東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成16年医科研規則第14号）は適用しない。

(就業規則の準用)

第13条 再雇用教職員には、この規程の定めるもののほか、就業規則（第3条、第8条、第11条、第12条、第13条第3項及び第4項、第14条第1項第4号、第18条、第19条並びに第51条を除く。）を準用する。この場合において、同規則第13条第1項中「配置換、兼務及び出向」とあるのは、「配置換及び兼務」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、生年月日が次表に定めるもののいずれかに該当する者の第3条第1項及び第5条第1項ただし書による期間の定めの上限は、次表の各生年月日に対応する上限年齢に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

生 年 月 日	上限年齢
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	満62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、改正後の東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程第9条の規定は、平成26年4月1日以降に新たに再雇用教職員となる者について適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程（平成16年医科研規則第12号）  
第9条第2項に定める月額等は、平成29年4月1日以降、次のとおりとする。

第9条第2項関係

俸給月額並びに給与規則を準用する場合の俸給表及び職務の級の適用表は、次のとおりとする。

俸給月額	給与規則を準用する場合の俸給表及び職務の級
180,000円	医療職俸給表（一）1級
200,000円	一般職俸給表（二）2級
220,000円	一般職俸給表（一）2級、医療職俸給表（一）2級
240,000円	教育職俸給表（一）1級、医療職俸給表（二）1級
260,000円	医療職俸給表（二）2級